伊豆富士見ニュータウン
温 泉 供 給 規 程

伊豆富士見ニュータウン株式会社

伊豆富士見ニュータウン別荘地温泉供給規程

第１章　　総　　則

（規定の目的）

第１条　本規程は、伊豆富士見ニュータウン別荘地（以下「別荘地」という。）内に於ける温泉供給に関する必要な事項を定め、温泉供給について適正な運営を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本規程で使用する用語の定義は次の通りとする。

甲とは伊豆富士見ニュータウン株式会社をいい、乙とは甲から温泉供給を受ける者をいう。

２　給湯とは、甲が温泉を乙に供給することをいい、受湯とは乙が甲から温泉の供給を受けることをいう。

３　給湯施設とは、本温泉を給湯する上で必要な施設のすべてをいう。

４　受湯施設とは、配湯本管から分岐し、受湯する上で必要な管及びこれに附随した制水弁、並びに乙が本温泉使用のために設ける諸施設をいう。

５　引湯施設とは、源泉から受湯施設接続地点までの施設のすべてをいう。

（供給範囲）

第３条　本温泉の供給範囲は本別荘地区域内とする。ただし、甲は乙への給湯に影響のない範囲で、本別荘地区域外についても、給湯できるものとし、その場合の規程、条件等は別に定めるものとする。

（温泉給受湯契約の締結）

第４条　乙が甲から温泉供給を受けようとする場合、乙は本規程第５条に定める温泉給湯保証金並びに温泉契約工事負担金を添えて、甲との間に本規程を内容とする温泉給受湯契約（以下「本契約」という。）を締結しなければならない。

（温泉給湯保証金並びに温泉契約工事負担金）

第５条　本規程第４条に定める温泉給湯保証金並びに温泉契約工事負担金の額は、温泉１口につき温泉契約工事負担金１，１００，０００円（別途消費税等）、温泉給湯保証金４００，０００円の合計１，５００，０００円也（別途消費税等）とする。

（温泉給湯保証金預り証）

第６条　甲は乙と本契約締結後、温泉給湯保証金の受領と引替えに所定の温泉給湯保証金預り証を乙に発行しなければならない。

（契約の効力発生）

第７条　本規程第４条、第５条、第６条の手続きが完了した時に、甲乙間に於ける温泉供給に関する契約が成立したものとし、直ちにその効力が発生する。

（温泉給湯保証金の返還）

第８条　甲は温泉給湯保証金を乙が本規程第３４条に該当する場合を除き、本契約終了後（本規程第３５条に基づき本契約が更新された場合は、その更新の契約終了後または消滅後）乙に返還する。ただし、預り期間中の温泉給湯保証金には利息を附さないものとする。

（代行機関）

第９条　甲が給湯に関し、代行機関を設けた場合は本規程に定める甲の権利義務は一切その代行機関に承継されるものとする。

（給受湯施設の所有区分）

第１０条　甲は制水弁までの引湯施設並びに給湯施設を所有し、乙はそこからの受湯管及びその他の受湯施設を自己の負担にて設置し所有する。

（管理人）

第１１条　乙が本温泉供給範囲内に常駐しない場合に於いて、管理人を定めた場合は書面により、管理人の身分及び管理範囲を明示し、甲に届出なければならない。管理人を変更する場合も同様の手続きによるものとする。

（管理人の権限）

第１２条　乙が管理人を定めた場合は、甲乙間で行うべき給湯に関する一切の交渉は管理人と行えば足りるものとし、その場合に乙に生じた一切の損害について、甲は責任を負わない。

（名義変更・受湯場所の変更・第三者使用）

第１３条　乙は本温泉の受湯の権利を譲渡することはできない。

２　乙は甲の書面による承諾なしに受湯名義及び受湯場所を変更することはできない。

３　乙は甲の書面による承諾なしに第三者に本温泉を使用分湯してはならない。

４　甲が乙の承諾を得て本温泉の受湯名義の変更を行なう場合には甲に第３１条に定める名義変更手数料を支払わなければならない。

（受湯権の担保使用）

第１４条　乙は如何なる場合に於いても本温泉受湯の権利を担保として第三者に提供する事はできない。

（受湯の開始）

第１５条　乙が受湯の開始を請求する場合には、その希望する期日より２箇月前迄に、書面により甲に申し出なければならない。

（期間内解約・解除）

第１６条　乙は、甲所定の書面による手続きを行うことにより、契約期間内においても本契約を解除することができる。

２　本契約所在地が乙の所有でなくなった時は、本契約はその時に消滅する。ただし、乙が第１３条による乙の承諾を得ている場合には、乙の承継者が本契約を承継できる。

３　天災地変等による温泉の枯渇、事故等による給湯施設の損壊、法律上の制限、その他給湯の継続が出来なくなったときは、甲は乙にその旨を通知し、本契約を解約できる。

（損害賠償の請求）

第１７条　本規程第１６条、第３３条により本契約が終了した場合、乙は甲に対し、本契約が終了したことを理由に損害賠償請求並びに第３１条に定める名義変更手数料の返還請求を行うことはできない。

第２章　　給　湯

（給湯方式）

第１８条　本温泉の供給は量水器による計量給湯方式で行う。

（給湯温度及び給湯量）

第１９条　甲は本温泉の温度は制水弁付近で、摂氏４６度以上、湯量は１口につき１分間５リットルの流量を保つように配慮するものとする。

（自然現象等による損害賠償）

第２０条　自然現象、電気または引湯施設の事故その他甲の責に帰せざる事由により、本温泉につき給湯温度の低下、給湯量の減少又は給湯不能等をきたした場合は、それにつき甲は一切の責任を負わない。

（検査、修理等による給湯条件の変化）

第２１条　甲は引湯施設の検査、修理等必要ある場合は、予め乙に通知の上、一時給湯量を減少させ給湯温度を低下させ、または給湯を停止することができる。この場合甲は給湯量の減少、温度の低下、または給湯の停止についてはその責任を負わない。

（計量・検温）

第２２条　給湯量の計量、給湯温度の検温は、甲又は甲の指定する者が定期的に行う。ただし、甲が必要と認めた場合は随時計量又は検温をすることができる。

第３章　　受湯施設の工事等

（受湯施設の新設、変更申込）

第２３条　乙が乙所有に属する受湯施設の新設、変更または修理をする場合には、甲の書面による承諾を得なければならない。

（借地・借家人の受湯施設新設、変更申込）

第２４条　乙所有の土地または家屋を賃借し占有使用する者（以下「使用者等」という。）が甲に対し前条に定める甲の承諾を求める場合には、使用者等に対する乙の本温泉の使用承諾書及び本

規程第１３条に定める甲の承諾書を甲に提示しなければならない。

（受湯施設の工事）

第２５条　乙より本規程第２３条にもとづき甲の承諾を受ける為の申込みがあった場合、当該工事のうち、量水器設置及び関連配管工事については甲が乙の費用をもって行うものとする。

（引湯施設及び受湯施設の検査請求）

第２６条　量水器その他本規程第１０条に定める甲所有の引湯施設並びに給湯施設の作動に関し乙から検査請求があった場合、甲は検査日時を指定し乙または乙の代理人立会いの上で検査を行う。検査の結果、量水器につき１０％を超える誤差が確認された場合には、甲はその誤差の割合に応じた乙の前月以降、量水器取替に至る迄の使用量を訂正する。

（引湯施設及び受湯施設の損壊）

第２７条　乙または使用者等の故意・過失・自己の責に帰する事由により、本規程第１０条に定める甲所有の引湯施設並びに給湯施設に損壊を及ぼした場合の修理に要する費用はすべて乙が負担する。

（検査、修理の為の邸内立入）

第２８条　甲は施設の検査、修理を必要と認めた時、または本規程第２２条に定める計量、検温の為に、身分証明書を携行した甲の係員または甲の指定する者を乙の邸内及び施設に立ち入らせることができる。この場合、乙または使用者等は正当な理由のない限り、その立ち入りを拒むことができない。

第 4 章　　使用料及び手数料等

（温泉使用料）

第２９条　乙は本規程第２２条に定める計量に基づき使用湯量に相当する温泉使用料を次の料金により甲が指定する期日までに、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。ただし、温泉使用料の計算及び支払いは毎月初旬に実施する計量を１箇月の単位として当月分を翌月末日迄に支払うものとする。

２　乙は、本契約を締結したときは乙の都合により本温泉を使用しない場合といえども、基本使用料を甲に支払わなければならない。

区　分	使 用 湯 量	金　　額
基本使用料	５m3　以下	１５，０００円（別途消費税等）
超過使用料	５m3　超	１m3 につき　１，０００円（別途消費税等）

（温泉休止）

第３０条　乙が受湯施設の新設後、１年以上の長期に渡り受湯しない時は、予め甲へ書面により届け出により、休止扱いにすることができる。ただし、乙が受湯を休止した場合といえども温泉

１口に対し休止期間１箇月につき金１，５００円（別途消費税等）の休止料を支払わなければならない。

（名義変更手数料）

第３１条　本規程第１３条に定める名義変更手数料は次のとおりとする。

（１）相続による場合

１口につき　金１００，０００円（別途消費税等）

（２）乙が法人であって、他の会社と合併し、新会社を設立した場合、又は他の会社に吸収合併された場合

１口につき　金１００，０００円（別途消費税等）

（諸料金の変更）

第３２条　甲は経済事情の変動等により本規程第５条に定める温泉給湯保証金並びに温泉契約工事負担金、第２９条に定める温泉使用料、第３１条に定める名義変更手数料、第３５条に定める更新料を必要に応じて改定することができるものとする。

第５章　　雑　　則

（給湯停止の条件）

第３３条　乙または使用者等が次の事項に該当する場合には、甲は何等催告を要しないで本契約を解除する事ができる。

（１）正当な理由なしに温泉使用料金を３箇月以上滞納した場合。

（２）本規程第１４条の定める受湯権を担保として第三者に提供した場合。

（３）本規程第２２条に定める計量・検温を拒否した場合。

（４）本規程第２３条、第２５条に定める受湯施設の新設、変更、修理等を甲に無断で行った場合。

（５）本規程第２８条に定める立ち入りを拒否し、警告しても改めなかった場合。

（６）受湯量を変更する目的をもって量水器又は制水弁の機能を妨げる行為を行った場合。

（７）その他乙が本規程の各条項に違背した場合。

（特約条項）

第３４条　甲が第３３条に基づき本契約を解除した時は、温泉給湯保証金を乙に返還しないものとする。

（契約の有効期間及び更新）

第３５条　本契約の有効期間は契約成立の日から満５箇年とする。ただし、乙が有効期間満了２箇月前迄に甲に本契約更新の申し出をした時は、更新料として２００，０００円（別途消費税等）を支払い、更に５年間の契約更新手続きをすることができる。

２　前項の期間内に契約の更新手続きが完了しない場合は、本契約の満了の日をもって本契約は終了する。

（消費税等）
第３６条　この規約の各料金には、消費税法及び地方消費税法の税率を乗じた消費税等が加算され、円未満の端数が生じた場合は四捨五入して円単位の金額とする。

（規程外の決定）
第３７条　本規程に定めなき事項は、甲乙双方誠意をもって協議のうえこれを決定するものとする。

（規程の改定）
第３８条　本規程は必要によりその都度改訂することができる。

（本規程の実施日）
第３９条　本規程は１９９３年４月１日からこれを実施する。

附　則
（２０１４年４月１日一部改正）
（２０２６年１１月１日社名変更）
社名変更後の規約は、２０２６年１１月１日からこれを実施する。

以　上